

議案第 9 4 号

宇治市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を
制定するについて

宇治市個人番号の利用に関する条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

平成 3 0 年 1 2 月 4 日 提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

宇治市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例
宇治市個人番号の利用に関する条例（平成27年宇治市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第1項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の右欄に掲げる特定個人情報であつて自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

第4条の次に次の1条を加える。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則の次に次の2別表を加える。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であつて規則で定めるもの
市長	身体障害者に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
市長	障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
市長	母子家庭又は父子家庭に対する給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

市長	介護サービス等の給付に関する事務であつて規則で定めるもの
----	------------------------------

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
市長	小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
市長	身体障害者に対する医療費の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
市長	障害福祉に係るサービス等の利用者負担の助成に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
市長	母子家庭又は父子家庭に対する給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報又は住民票関係情報であつて規則で定めるもの
市長	子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報又は生活保護関係情報であつて規則で定めるもの
市長	介護サービス等の給付に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報又は介護保険給付等関係情報で

		あつて規則で定めるもの
--	--	-------------

附 則

この条例は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項の条例で定める事務の追加に伴い、所要の改正を行うものであります。